

**秦野市食育キャラクターの着ぐるみ製作委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、秦野市（以下「市」という。）が発注する秦野市食育キャラクターの着ぐるみ製作委託業務について、本業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

秦野市食育キャラクターの着ぐるみ製作委託業務

(2) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結から令和2年2月13日

(4) 提案限度額

本業務に係る全体経費については、874,800円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 神奈川県内又は東京都内に本店または支店、営業所を有していること。
- (2) 過去10年以内に、官公庁の発注する同種業務（着ぐるみ製作）を元請で受注した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (5) 本業務の公募開始日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (7) 国税および地方税を滞納していないこと。

5 申し込み方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申出書（第1号様式）等の書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和元年10月9日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

秦野市役所こども家庭支援課親子健康担当

〒257-0054

秦野市緑町16番3号 秦野市保健福祉センター1階

(3) 提出方法

ア 持参の場合

土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期日までに必着のこと。

(4) 提出書類

ア 参加申出書（第1号様式）

イ 会社概要（会社パンフレット等）

ウ 同種業務実績報告書（様式1）

過去10年以内に、官公庁の発注する同種業務（着ぐるみ製作）を元請で受注した実績について記載し提出すること。なお、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

- (5) 上記の方法による参加申出をもって、別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

6 参加者の決定

提出された書類をもとに、本プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和元年10月11日（金）までに、参加申出のあった全ての者に書面で通知する。

7 質疑の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、別紙様式2により、次のとお

り提出すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

なお、質問に対する回答は、令和元年10月4日（金）までに当市ホームページで回答する。

- (1) 提出期限 令和元年10月1日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールまたはファクス
※到達を電話で確認すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

着ぐるみデザイン等について、別紙仕様書を踏まえ下記の(ア)～(コ)を作成又は添付すること（A4、カラー、枚数問わず）。提出部数は正本1部、副本6部とする。なお、正本の表紙には、社名及び代表者名の記名、押印をすること。

- (ア) 基本形（正面）
- (イ) 基本形（背面）
- (ウ) 基本形（側面）
- (エ) 人が装着したときの内部透視図（正面）
- (オ) 人が装着したときの内部透視図（側面）
- (カ) 可能な動作パターン（かわいい動き2パターンがわかる図など）と可動部分の仕組み及び動きが分かる図（足、手等がどの程度動かせるか分かる図）
- (キ) 着ぐるみの素材、重量、大きさ、着ぐるみを分解した場合のパーツのそれぞれの大きさ等の規格
- (ク) 着ぐるみの表面（体、手のひら）に使用する素材のサンプル
- (ケ) 付属品の一覧（写真等により形、サイズ、重量の分かるもの）
- (コ) 業務の実施体制及びスケジュール（本業務全体について記載のこと）

イ 提案見積書

本件業務に係る見積書とその内訳を提出すること（納品に係る経費も含む）。なお、見積金額が限度額を超えている場合は、失格とする。

(2) 提出期限

令和元年10月23日（水）正午まで

(3) 提出場所

秦野市役所こども家庭支援課親子健康担当

〒257-0054 秦野市緑町16番3号 秦野市保健福祉センター1階

(4) 提出方法

ア 持参の場合

土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期日までに必着のこと。

9 審査方法

(1) 審査基準等

当市職員により構成する選定委員会が、別添2の審査基準に基づき、書類及び参加者によるプレゼンテーションを経て評価を行い、各委員の評価を集計した総合点が最も高い者を受注候補者として選定する。得点が最も高い者が複数あるときは、選定委員会委員による投票により決定する。また、参加者が一者のみだった場合は、その提案内容等を審査し、受注候補者とするか協議し、決定する。

なお、参加者は、委員会の決定に対し異議を申し立てることはできないものとする。

(2) 企画提案書審査会

ア 日時及び会場

令和元年10月30日（水）

実施時間及び場所は、企画提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの時間

30分程度とする（選定委員に対しての提案説明20分、選定委員から提案者への質疑と応答10分）。

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受けた順に、個別に実施する。

(イ) 参加者は、1グループ3名以内とする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。その他必要な機器等は事業者が用意すること。

(エ) 当市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において

企画提案書等を複写することがある。

10 選定結果の通知等

選定結果は、参加者全員に書面により通知する。

11 日程

項目	日程
公募開始	令和元年9月25日（水）
質問の提出期限	10月1日（火）午後5時まで
質問に対する回答	10月4日（金）
参加申し込み受付期限	10月9日（水）午後5時まで
参加資格審査結果通知の発送	10月11日（金）
企画提案書の提出期限	10月23日（水）正午まで
審査委員会の開催	10月30日（水）
審査結果通知の発送	11月上旬
契約の締結	11月中旬
納品期限	令和2年2月13日（木）まで

12 著作権の取り扱い

受託候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係る著作権は、秦野市に帰属する。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために必要な一切の経費は、すべて事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的では使用しない。
- (4) 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とし、失格とする。
- (5) 今回の応募により創作したイメージ図等は、秦野市の許可がない限り使用できないものとする。
- (6) 提案を辞退する場合は、その理由等を記した書面を提出すること。

14 問合わせ先

秦野市こども健康部こども家庭支援課親子健康担当

〒247-0054

秦野市緑町16番3号（秦野市保健福祉センター内）

電話 0463-82-9604 (直通)

ファクス 0463-85-1301

E-mail oyako-c@city.hadano.kanagawa.jp

参加申出に係る誓約事項

本プロポーザルの参加希望者は、参加申出に係る書類の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本プロポーザルに係る参加申出期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に(1)から(4)に該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加を辞退します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- (2) 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していません。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、固定資産税及び住民税の納税状況に関し、秦野市が関係公簿を調査することに同意します。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者に該当しません。
- (4) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

審査基準

1 評価方法

企画提案評価（160点満点）及び事業費評価（40点満点）の合計200点満点で行う。

(1) 企画提案評価

委員一人につき40点とする。

審査項目		配点
1. デザイン性	キャラクターのイメージを損なわず、できるだけ忠実に再現されているか。	5点
2. 機能性	装着性及び装着時の安全性	5点
	耐久性	5点
	可動性、運動性	5点
	不装着時の保管、管理、メンテナンス面	5点
	構造、素材性	5点
3. 実施体制等	本業務の遂行に当たり、十分なものとなっているか。	5点
4. 類似業務等の実績	委託内容を十分に遂行する能力があると認められるか。	5点
合計		40点

(2) 事業費評価

提案限度額を上限として評価する。配点は40点とし、次表に基づき算出する。

$$\text{評価点} = 40 \text{点} - \left(\frac{\text{提案事業費} - \text{最低提案事業費}}{\text{提案限度額}} \right) \times 40 \text{点}$$